（9）身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の主要福祉便覧

			5医療					6年金・手当・貸付						7補装具・日常生活用具		8住宅		17税金の軽減						18交通・割引等												21その他
			自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（精神通院医療）	重度心身障害者医療費助成	精神障害者医療費助成	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	障害基礎年金	特別障害給付金	心身障害者扶養共済制度	日常生活用具の給付貸与	補装具費の支給	県営住宅の入居	身体障害者世帯向け県営住宅	所得税算定上の控除	相続税算定上の控除	贈与税の非課税	自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免※軽自動車税（種別割）については市町により異なります。		住民税算定上の控除	旅客鉄道運賃の割引	電車・バス・アストラムライン運賃の割引	県内の旅客船運賃の割引	県内のタクシーの運賃の割引	有料道路通行料金の割引		自動車保管場所証明手数料等免除	駐車禁止規制の適用除外	思いやり駐車場利用証制度	ＮＨＫ放送受信料の減免		ＮＴＴ電話無料案内	携帯電話基本使用料等割引	補助犬の給付
該当ページ			54	54	54	55	55	56	56	56	57	57	58	61	62	64	64	93	93	93	94	94	95	96	96	97	97	100		101	102	103	104		105	105	120
障害区分	手帳区分																																				
身体障害者	視覚障害	1	○	○		○		児童扶養手当法施行令別表第二に定める程度の障害の状態にある方			障害程度が国民年金法で決められている障害等級表にあてはまる方		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の第1種と同範囲（Ｐ５０参照）	○	○	○	○	○	○		
		2	○	○		○							○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
		3	○	○		○							○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
		4	○	○									△	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		4-1	4-1	○	○	○	○		
		5	○	○									△	○	○			○	○				○	○	○	○	○	○					○	○	○		
		6	○	○									△	○	○			○	○				○	○	○	○	○	○					○	○	○		
	平衡機能障害 聴覚及び	2	○	○		○							○	○	○	○		○	○	○	聴のみ	聴のみ	○	○	○	○	○	○		聴のみ	聴のみ		○		△		
		3	○	○		○							○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	平衡のみ	○		△		
		4	○	○									△	○	○	○		○	○				○	○	○	○	○	○					○		△		
		5	○	○									△	○	○			○	○				○	○	○	○	○	○				平衡のみ	○		△		
		6	○	○									△	○	○			○	○				○	○	○	○	○	○					○		△		
	音声言語そしゃく	3	○	○		○							○	○	○	○		○	○		喉頭摘出による音声言語のみ		○	○	○	○	○	○					○		○		
		4	○	○									△	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○					○		○		
	上肢		○	○		○							1〜3○ 4〜6△	○	○	○	○	○	○	○	1〜2	1〜2	○	○	○	○	○	○		1・2-1・2-2	1・2-1・2-2	1・2	○				
	下肢		○	○		○								○	○	○	○	○	○	○	1〜6	1〜3	○	○	○	○	○	○		1〜6	1〜4	1〜6	○				
	体幹		○	○		○								○	○	○	○	○	○		1〜3・5	1〜3	○	○	○	○	○	○		1〜3・5	1〜3	1〜3・5	○	1・2				
	脳原性 上肢		○	○										○	○	○	○	○	○		1〜2	1〜2	○	○	○	○	○	○			1・2※1	1・2	○				
	脳原性 移動		○	○										○	○			○	○		1〜6	1〜3	○	○	○	○	○	○			1〜4	1〜6	○				
	内部障害	1	○	○		○							○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○※	○	○	○	○			
		2	○	○		○							○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○			○※2	○	○	○			
		3	○	○		○							○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○※	○	○	○				
		4	○	○									△	○	○	○		○	○				○	○	○	○	○	○				○	○				
知的障害者	療育手帳	Ⓐ				○			○				○	○		○		○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
		A				○							○	○		○		○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
		Ⓑ				○							○	○		○		○	○	○			○	○	○	○	○						○		○		
		B											○	○				○	○	○			○	○	○	○	○						○		○		
精神障害者	精神手帳	1			○		○						○	○		○		○	○	○	○	○	○		○	○	※			○	○	○	○	○	○		
		2			○								○	○		○		○	○	○			○		○	○	※						○		○		
		3			○								△	○				○	○	○			○		○	○	※						○		○		
主な条件等			身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる18歳未満の方で、治療によって確実な効果が認められる方	18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方で、手帳に記載されている障害部位を治療される方	精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある方	身体障害者手帳1・2・3級または療育手帳Ⓐ・Ⓑに該当する方	精神障害者手帳1級かつ自立支援医療（精神通院医療）受給者証を所持する方	児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は政令で定める程度の障害の状態にある20際未満の者）を監護している場合等原則として、診断書による認定所得制限あり	対象は20歳未満所得制限あり	原則として診断書による認定所得制限あり			身体障害者の程度が4級以下、精神障害者の程度が3級又は手帳をお持ちでない方は診断書で判断障害者の保護者の健康状態及び年齢等の加入要件あり	用具によって障害程度・範囲等の要件が異なる	補装具費の中には、一部等級制限あり	所得制限等一部制限あり	常時車いすを利用するかたがいる世帯その他、所得制限等条件あり	障害の程度・年齢に応じ税額が減額	障害の程度・年齢に応じ税額が減額	障害の程度によって限度額が違います	同一生計者又は常時介護者が運転本人が運転		障害の程度・年齢に応じ税額が減額	乗車券購入時に手帳を提示・乗車時に手帳を携帯	乗車券購入時・降車時に手帳を提示（バス・電車）乗車券購入時に手帳を提示（アストラムライン）	乗車券購入時に手帳を提示	手帳を提示※一部のタクシー会社で対象としている場合があります。詳しくは問い合わせください。	介護者が運転本人が運転		※心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害のいずれかにあたる場合	※1 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く※2 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害のいずれかにあたる場合	※対象外の級の方でも医師の診断書によって歩行に障害がある等が判断出来れば利用可	世帯主が障害者で障害者の手帳のいずれかをお持ちの場合半額免除世帯構成員のどなたかが、障害者の手帳のいずれかをお持ちで、かつ世帯全員が市町村民税非課税の場合 全額免除		事前登録が必要となります	詳しくは各携帯電話会社へ確認してください	資格審査あり
問い合わせ先			市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町・年金事務所	市町	市町	市町	市町	各地域の県営住宅指定管理者	各地域の県営住宅指定管理者	税務署	税務署	税務署	自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）…県税事務所（県）軽自動車税（種別割）…市町		市町	各事業者	各事業者	各事業者	各事業者	※市・町福祉事務所又は町役場で事前に車両の登録手続き		自動車保管場所の位置を管轄する警察署	住所地を管轄する警察署	（県）地域共社会推進課	ＮＨＫ広島放送局※市・町福祉事務所又は町役場で証明書発行		ＮＴＴ西日本ふれあい担当		